

東彼杵町障害者活躍推進計画

機関名	東彼杵町
任命権者	東彼杵町長
計画期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
東彼杵町における障害者雇用に関する課題	東彼杵町においては、すでに法定雇用率を達成しているが、今後も障害者である職員が活躍できるよう、必要な体制整備や各種取組を行っていく必要がある。
目 標	
①採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率が当該年6月1日時点において、法定雇用率以上。 （評価方法）毎年の障害者任免状況通報により把握・進捗管理を行うものとする。
②定着に関する目標	障害がある職員が働きやすい環境をつくることに努め、不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 （評価方法）毎年の障害者任免状況通報の時期において、障害がある職員の状況を把握し、進捗管理を行うものとする。
取 組 内 容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○相談窓口を総務課に設置する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○定期的な面談により障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、適宜検討を行う。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を限定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。 ○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4 その他	各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。